スポーツ報知 SPORTS HOCHI

"おもてなし"へ「屋内禁煙」か「分煙」か

たばこ問題すったもんだ

受動喫煙対策めぐり 厚労省VS自民党たばこ議連

東京五輪パラリンピックの成功を見据えて、安倍晋三首相（62）は今年1月の施政方針演説で、受動喫煙対策の徹底を約束した。だが、厚労省が禁煙の強化策を盛り込んだ健康増進法改正案は、今国会で提出できず。分煙という代案を掲げて猛反発する自民党のたばこ議員連盟によって阻止された形だ。同省は今秋の国会に法案提出を狙うが、難航は必至。厚労省と自民党のバトルが続けば、五輪までに対策が間に合わなくなる恐れもある。（甲斐毅彦、樋口智城）

厚労省案	施設	自民党案
敷地内禁煙	小中高 医療施設	屋内：喫煙専用室設置可 屋外：喫煙場所設置可※
屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可）	大学、運動施設 官公庁	喫煙専用室設置可
屋内禁煙（喫煙専用室設置可）	劇場等のサービス業施設	喫煙専用室設置可
	事務所（職場）	「不特定多数が出入りする施設」ではないので対象外＝安衛法に基づく措置を推進
	ホテル、旅館（客室を除く）	共用部分：喫煙専用室設置可 宴会場：「禁煙・分煙・喫煙」の表示を義務化
	食堂、ラーメン店等 居酒屋等	「禁煙・分煙・喫煙」の表示を義務化
屋内禁煙（喫煙専用室設置可、30㎡超） 喫煙専用室が無くても喫煙可（30㎡以下）	バー、スナック等	
車内禁煙（喫煙専用室設置も不可）	バス、タクシー	貸切バス・タクシー：「禁煙・喫煙」の表示を義務化 公共路線バス：車内禁煙
車内禁煙（喫煙専用室設置可）	鉄道、船舶	不特定多数が利用する鉄道・船舶のみ車内禁煙（喫煙専用室設置可）

【注】厚労省案では、①飲食店のテラス席・ビアガーデン等も禁煙②施行後5年間は一定の基準を満たす既存の喫煙専用室の存置を認めるとしている。※は小中高での「地域イベント開催・災害時避難場所等」を考慮

北京から法規制 開催国で実施

スポーツバーや居酒屋で酒を飲み、たばこを吸いながら五輪選手を応援するのか、大激論になっている。

国際オリンピック委員会（IOC）は1988年のソウル五輪以降、「たばこのない五輪」を推進。2008年の北京五輪から全ての開催国が罰則を伴う法規制を実施している。日本の現行の健康増進法は罰則のない努力義務にとどまるため、政府は五輪に向け、本格的な法整備に着手した。

バーやスナックなど小規模飲食店以外は原則「屋内禁煙」とする厚労省案が2月に判明すると、約280人の議員からなる自民党たばこ議員連盟（会長・野田毅党税制調査会最高顧問）が猛反発。同議連は「多くの飲食店がやっていけなくなる」と規制を骨抜きにする独自案を3月に公表した。

さらに、厚労省案に反対の諸団体が、116万7164人分（4月25日公表）の署名を提出。賛成派署名の3万6434人分の約32倍の数字。禁煙運動歴40年の「禁煙ジャーナル」編集長・渡辺文学さん（79）は「成人の喫煙率が2割を切っている現状を反映していない。組織力を使ったんでしょうが…」と振り返る。

「前世紀並み」WHOが批判

世界保健機関（WHO）関係者が4月に来日し、日本の受動喫煙対策を「前世紀並み」と批判。禁煙学会も反対派の数を上回る署名を集めて政府を後押しした。だが、法改正を目指す塩崎恭久厚労相（66）と自民党の対立は続き、今国会の法案提出は断念に追い込まれた。

「東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟」の呼び掛け人、松沢成文参院議員（59）は「批准しているWHOたばこ規制枠組条約の方針を守っていない先進国は日本ぐらい。五輪へ向けて速やかに国際基準の規制をすべき」と指摘する。

しかし松沢氏は、秋に内閣改造が行われ、塩崎厚労相が外れれば禁煙対策が大きく後退すると危惧している。

かつては1日60本吸っていたという渡辺文学さん。禁煙活動に携わる現在は「愛煙家という言葉も死語にしたい」と話す

法案は先送り 妥協できるか

ただ、世界各国の五輪開催都市の受動喫煙防止法や条例は、実は屋内のみの適用。科学的な調査が難しい屋外については手つかずの状況だ。政府案より緩やかな分煙を提唱している全国生活衛生同業組合中央会の伊東明彦事務局長（60）は「屋外の方が、不特定の人に迷惑はかかりやすい。そう考えると、実は日本の方が分煙意識は高い」と断言。「屋内にも規制をかければ、喫煙者は吸う場所がなくなってしまう」と話す。

法案は秋に想定される臨時国会へ先送りされるが、妥協できるかは煙の中。厚労省は法案の周知に約2年かかるとみており、これ以上対策が遅れれば19年ラグビーW杯だけでなく、五輪も「対策なし」で迎える恐れが出ている。

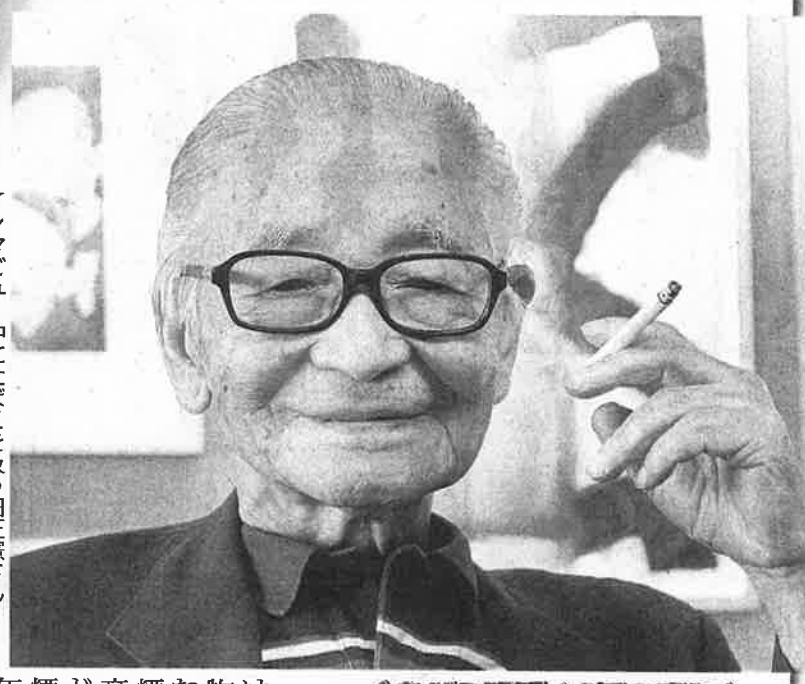
インタビュー中にたばこを吸う畑正憲さん

ムツゴロウさん 暮らしの一部をどんどん奪われている

……に主張している。この前「禁煙が適れている日本は野蛮だ」とか言ったらしいけど、自分の論理を守るため……たばこがタメなら出歩かないけ。仕事場で好きなだけ吸うよ」と……嘆き節を連発させていた。

◆たばこ問題40年の流れ◆

1978年	4月	全国禁煙・嫌煙運動連絡協議会発足
80年	4月	列車の禁煙化を求める市民が国鉄、国、専売公社を相手どって「嫌煙権訴訟」提訴
85年	4月	日本たばこ産業（JT）が発足。日本たばこ専売公社から事業移管
86年	4月	東京23区内初の「分煙庁舎」が足立区で実現
87年	10月	厚生省が「喫煙と健康問題に関する報告書」を刊行
88年		WHOが世界禁煙デー（5月31日）を創設
90年	5月	タバコと健康首都圏協議会発足
92年	5月	日本禁煙推進医師歯科医師連盟が結成される
98年	4月	タバコのTVCMの規制が始まる
	5月	肺がん、喉頭がんなどの患者がJTと国を相手取って「タバコ病訴訟」を提訴
2002年	3月	衆参超党派64議員で「禁煙推進議員連盟」が発足
03年	3月	甲子園球場が禁煙に
	5月	健康増進法施行
	11月	千代田区が罰則付きの路上禁煙条例を施行
04年	7月	江戸川区職員が職場での受動喫煙訴訟を起こし勝訴
		タクシー乗務員がタクシー全面禁煙を求めて「禁煙タクシー訴訟」を提訴
05年	1月	大相撲初場所で両国国技館の升席が禁煙に
	2月	タバコ規制枠組条約発効（日本は04年6月に批准）
07年	6月	がん対策基本法成立
10年	4月	神奈川県が公共的施設での受動喫煙防止条例を施行
13年	9月	2020年東京五輪パラリンピック開催決定
17年	3月	厚労省が受動喫煙防止強化を図る健康増進法改正法案の骨子を発表

◆受動喫煙　たばこの煙にはニコチンなどの有害な化学物質が含まれる。他人の出すたばこの煙を吸い込む受動喫煙でも肺がんや心筋梗塞、脳卒中、乳幼児突然死症候群などのリスクが高まる。受動喫煙の影響による国内の死者は年間1万5000人に上ると推計（厚労省）される。現行の健康増進法は、病院や官公庁施設、飲食店など人が集まる施設の管理者に受動喫煙防止の対策を取るよう求めているが、罰則のない努力義務にとどまる。世界保健機関（WHO）は日本の対策を4段階評価の最低に位置付けている。

◆日本のたばこ事情 40年の比較表◆

1977年		現在
日本専売公社の権限を大蔵省が掌握	事業形態	JT株の33.35%を財務省が保有
男性75%女性15%	成人喫煙率	男性29.7%女性9.7%（16年）
3026億本	総販売本数	960億本（17年JT予測）
2兆1086億円	販売総額	2兆1432億円（16年）
1兆1565億円	たばこ税総額	2兆1328億円（16年）
禁煙の店はほとんどなし	飲食店	禁煙・分煙店は全国的に約2割
なし	たばこ関連の訴訟	これまで約50件
なし	ポイ捨てなどの禁止条例	約50の地方自治体が条例施行

※一般社団法人タバコ問題情報センターの資料などを参照して作成